

# 情報

問い合わせ先に各課の直通番号を記載しています。各支所の問い合わせはこちらです。

- ・七城支所 ☎(25) 1000
- ・旭志支所 ☎(25) 3330
- ・泗水支所 ☎(25) 2001

## お知らせ

一般不妊治療費を助成します

市では不妊に悩む人の経済的・精神的負担を軽減するために一般不妊治療費の一部を助成しています。対象となる治療 10月1日以降に治療を開始した不妊治療のうち、人工授精に要する費用

- 対象 法律上婚姻している夫婦で、次の①～⑥全てに該当する人
- ① 医療機関において不妊症と診断された夫婦であること
  - ② 治療費助成の申請日に妻の年齢が40歳以下であること
  - ③ 1年以上引き続き、市内に住所を有し、かつ居住していること
  - ④ 他の自治体において、一般不妊治療費助成（人工授精）に関し他の助成を受けていないこと
  - ⑤ 夫婦いずれも市税の未納がないこと

- と
- ⑥ 夫妻の前年所得合計額が730万円未満であること
- 助成額 夫婦一組につき上限5万円まで（年間）
- ☎健康推進課健康推進係 ☎(25) 7219
- 新規農業就業奨励金**  
結婚祝い金を交付します
- ① 新規農業就業奨励金 実践力旺盛な農業後継者育成のため、新規農業就業奨励金を交付します。地元区長に連絡して申請してください。奨励金額 30万円（うち10万円は市内共通商品券）
- 申請期限 12月27日（金）必着
- 条件 次の全ての項目を満たすこと
- ▼ 菊池市内に住所を有していること
  - ▼ 新たに農業に就業し、平成31年4月1日における年齢が満45歳未満の人
  - ▼ 農業生産を主とし、農作業従事日数が年間250日以上、かつ、年間2千時間以上見込まれる人
  - ▼ 過去に新規農業就業奨励金の交付を受けていない人
  - ▼ 就農から5年を経過していない人
  - ▼ 新規参入者については、就農後2年を経過し、定着可能な人
  - ▼ 市税などの未納がないこと
  - ▼ 本市農業の担い手として率先努力し、営農確立に努める人
  - ▼ 交付を受けた年から起算して5年間は、毎年度、就農状況報告書を提出すること
- ※ 交付決定の日から5年以内に農業

- を辞めた場合は返還が必要です
- ② 結婚祝い金 認定新規就農者もしくは認定農業者または、認定農業者の親族の農業に従事し、農業で生計をたてている人が結婚した場合、結婚祝い金を交付します。
- 結婚祝い金額 5万円（全額市内共通商品券）
- ☎農政課農政係 ☎(25) 7221
- 医療費通知（医療費のお知らせ）について**
- 平成29年分の確定申告から「医療費通知」を確定申告書に添付することにより医療費控除をすることができるようになりました。
- 市国民健康保険の医療費通知は、11月・12月の診療分を令和2年4月に発送予定のため、令和元年分の確定申告期間までには通知することができません。医療費通知に記載がない分については、領収書に基づいた「医療費控除の明細書」を添付して申告してください。
- ☎健康推進課国民健康保険係 ☎(25) 7218
- 家畜排せつ物は適正に管理してください**
- 畜産業においては、家畜排せつ物を適正に管理する義務があります。法律に基づき、次の事項を遵守してください。

- 遵守事項** ▼ たい肥処理施設などの床をコンクリートやビニールなどで整備し、周りをビニールなどで覆ったり、壁を設ける ▼ たい肥化処理施設などの定期的な点検・補修・維持管理を行う ▼ 家畜排せつ物の発生量や処理の記録をつける
- 畜産環境への苦情の半数以上は、悪臭発生によるものです。
- ・ 畜舎からのふん尿の早期搬出
  - ・ 畜舎内外の清掃
  - ・ 適正なたい肥化・浄化処理
  - ・ ほ場での散布後の速やかな耕耘
- などの対策をとり、悪臭が発生しないようにしてください。地域に理解される畜産経営を目指しましょう。
- ☎農政課畜産係 ☎(25) 7221
- マイナンバーカードなどへの旧姓（旧氏）併記**
- 11月5日（火）より、住民票、マイナンバーカードへ旧姓を併記できるようになりました。これにより婚姻などで姓に変更があった場合でも、旧姓をマイナンバーカードおよび住民票に併記し、公証することができるようになります。
- 手続窓口** 市民課および各支所市民生活課
- 旧姓とは** 過去の戸籍上の姓のこと。姓はその人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載があります。
- ☎市民課市民係 ☎(25) 7211